

平成30年度 国民健康保険税について

美波町国民健康保険の財政は依然として厳しいものの、長引く不況の影響を受けている社会状況を考慮し、税率引き上げは見送ることになりましたので、平成30年度の国民健康保険税は税率を据え置いています。なお、課税限度額については『医療給付費分』で4万円の引き上げを行いました。

区 分		平成30年度	平成29年度
医療給付費分 (すべての被保険者の方)	所得割	6.0%	6.0%
	資産割	52.0%	52.0%
	均等割(注1)	21,000円	21,000円
	平等割(注2)	18,000円	18,000円
	(課税限度額)	(580,000円)	(540,000円)
後期高齢者 支援金等分 (すべての被保険者の方)	所得割	2.0%	2.0%
	資産割	13.0%	13.0%
	均等割(注1)	6,500円	6,500円
	平等割(注2)	6,100円	6,100円
	(課税限度額)	(190,000円)	(190,000円)
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方)	所得割	2.5%	2.5%
	均等割(注1)	10,000円	10,000円
	(課税限度額)	(160,000円)	(160,000円)

注1. 被保険者1人当たりの税額

注2. 被保険者1世帯当たりの税額

国民健康保険税の納税義務者は世帯主(ご本人が国民健康保険に加入していない方も含む)です。請求や通知や納付書等はすべて世帯主のお名前で送付されますので、ご注意ください。

※国民健康保険税は、世帯の所得額や人数に応じて均等割と平等割が7割・5割・2割軽減されますが、所得の状況が不明の場合は軽減の適用が受けられないことがありますので、申告がお済みでない方は必ず申告をしてください。

7・5・2割軽減に関しては、所得申告があった方に関しては課税時点ですでに計算され、該当者は最初から軽減が適用されています。平成29年度に引き続き、平成30年度も5・2割軽減の基準が変更され対象者がさらに拡大されています。

●年度の途中で75歳になられる方(後期高齢者医療制度に移行する方)

7月の本課税の時から、誕生月の前月までの分を計算して課税していますので、75歳になられたことによる再計算はありません。

※75歳になられて後期高齢者医療制度へ移行する方については、国民健康保険の資格喪失届や後期高齢者医療制度への加入届は必要ありません。

『後期高齢者医療被保険者証』は75歳の誕生日までに郵送されます。

国民健康保険の保険証については、有効期限を誕生日の前日までとしております。